実施日:令和元年6月13日(木) コマ:3

事業名:最先端観光コンテンツ インキュベーター事業

とりまとめ結果:事業全体の抜本的な改善

|廃止2名 | 事業全体の抜本的な改善3名 | 事業内容の一部改善1名 | 現状通り0名

【とりまとめコメント】

- 事業の目的と内容がリンクしておらず、本事業が消費額の増加につながっていく か不明な点が多い。事業の執行状況や効果の徹底的な検証を行い、観光消費額の増加という目標に資するものとなるよう不断の見直しを行うべき。
- 現状では地域毎にDMOの体制や機能に差異があるため、水準の底上げに向けた 取組を行うべき。
- 業者の選定に当たっては、観光についての深い知見、経験、ノウハウ、成功体験を有しているか否かをしっかりと確認すべき。
- 委託する事務の内容や経費の規模、受託者の体制のチェック方法が適切かどうか 検討すべき。
- 小規模事業者に支援できるようにすべき。
- 廃止の意見が2票あったことに鑑み、来年度予算要求に向けて予算額や支援内容、 配分を抜本的に見直すべき。

【外部有識者の主なコメント】

- この事業はモデル事業であり、100%国費になっているため、委託事業がうまくいっても、そのコンテンツが他の地域でもやりたいと思って、更にそれによって観光客が増えて、1人当たりの消費額が増えなければ、この事業本来の成功は言えない。
- 事業の手段と最終的な目標がかけ離れているのではないか。
- この事業スキームでは事業目標の実現にはならない。
- ・ この事業を実施することで、どのように国内消費に繋がるのか道筋が見えない。 そもそも採択された事業が魅力的と思えないし、外国人が消費額を増やせるとは思 えない。
- DMO自体が千差万別であるように思うので、DMOに丸投げして改善出来るのか疑問。

- ・ 地方の中小事業者や新規を対象にして、国に新規提案を求めるのは非常にハードルが高い。国として、DMOの事業者に対する強力な支援を促す仕組みを構築すべき。
- DMOと深く連携させるべき。
- ・ コーチング支援について、観光資源自体は地域固有のものであり、ナレッジをカスタマイズできるのか、事前にチェックされているのか。
- コンサルティング会社の人材を観光庁が厳しくチェックすべき。
- ・ 観光立国推進基本法は「必要な施策を講ずる」など抽象的な規定にとどまっているため、思い切ってここで施策の中身を抜本的に再考すべき。(イベント事業者のサポートを得る費用の一部を補助する方が直截で有効ではないか。)
- ・ 資金のアロケーションについて、直接事業に充てられない部分が大き過ぎるため、 効率的に事業が実施されていない。
- ・ インキュベート対象について、令和元年度から地域の中小・新規を重視するとあるが、一方で観光消費単価を上げるには、都市部や大企業のコンテンツ補助もあり 得る。
- 小規模事業者を中心に補助金を出すべき。
- 事業のターゲット、目的、支援手段について、非常に揺らぎが大きいと感じるため、再度練り直した上で予算要求すべき。